

平成28年6月10日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成28年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育次長	櫻井光之君

教 育 課 長 本 間 澄 江 君
代 表 監 査 委 員 丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第1号)

平成28年6月10日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6月10日から6月15日まで6日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 議会活性化調査特別委員会の中間報告について

〃 第 5 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について(継続審査)

〃 第 6 報告第 4号 平成27年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 5号 平成27年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 8 報告第 6号 平成27年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 9 報告第 7号 平成27年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第10 報告第 8号 平成27年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第11 議案第40号 専決処分承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改正)

〃 第12 議案第41号 専決処分承認を求めることについて(松島町国民健康保険税条例の一部改正)

〃 第13 議案第42号 松島町ふるさと納税基金条例の制定について(提案説明)

〃 第14 議案第43号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について(提案説明)

〃 第15 議案第44号 松島町町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

- 〓 第 1 6 議案第 4 5 号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 1 7 議案第 4 6 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 1 8 議案第 4 7 号 字の区域を新たに画することについて（提案説明）
- 〓 第 1 9 議案第 4 8 号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島防災センター】
- 〓 第 2 0 議案第 4 9 号 指定管理者の指定について（提案説明）【長田避難所】
- 〓 第 2 1 議案第 5 0 号 指定管理者の指定について（提案説明）【古浦避難所】
- 〓 第 2 2 議案第 5 1 号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定】
- 〓 第 2 3 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度松島町一般会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 4 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 5 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 6 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 7 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 8 議案第 5 8 号 松島町固定資産税評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 〓 第 2 9 諮問第 1 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第 3 0 諮問第 2 号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

- 〓 第31 諮問第 3号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
て
 - 〓 第32 諮問第 4号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
て
 - 〓 第33 諮問第 5号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
て
 - 〓 第34 松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、去る4月1日付の執行部職員の人事異動による職員を紹介したい旨の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。総務課長からご紹介願います。

亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） それでは、4月1日付での職員の異動についてご紹介させていただきます。

小松良一企画調整課復興まちづくり対策監です。

○復興まちづくり対策監（小松良一君） よろしくお願ひします。

○総務課長（亀井 純君） 櫻井一夫財務課長です。

○財務課長（櫻井一夫君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（亀井 純君） 児玉藤子健康長寿課長です。

○健康長寿課長（児玉藤子君） よろしくお願ひします。

○総務課長（亀井 純君） 安土哲産業観光課長です。

○産業観光課長（安土 哲君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（亀井 純君） 赤間春夫建設課長です。

○建設課長（赤間春夫君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（亀井 純君） 佐藤進水道事業所長です。

○水道事業所長（佐藤 進君） よろしくお願ひします。

○総務課長（亀井 純君） 阿部礼子会計管理者兼会計課長です。

○会計管理者兼会計課長（阿部礼子君） よろしくお願ひします。

○総務課長（亀井 純君） 櫻井光之教育次長です。

○教育次長（櫻井光之君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（亀井 純君） 本間澄江教育課長です。

○教育課長（本間澄江君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（亀井 純君） 千葉義行議会事務局長です。

○事務局長（千葉義行君） よろしくお願ひいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（片山正弘君） 以上で紹介を終わりました。

それでは、平成28年第2回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城—————さん外1名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

初めに、平成28年4月14日に発生した熊本地震により、犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。

町では、被災地支援として全国町村会の要請を受け、5月22日から6月6日まで職員1名を熊本県御船町に派遣し、被害家屋調査業務に当たりました。また、町、日本赤十字社松島町分区及び松島町共同募金委員会が、町内の公共施設などで募金箱を設置したところ、6月9日現在で31万円8,935円が集まりました。本町といたしましては、今後とも関係機関と連携を図り、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、4月16日に発生したエクアドルの海岸部を震源とする地震で被災した方々を支援するため、日本赤十字社松島分区及び松島町共同募金委員会が役場庁舎1階町民ホールに募金箱を設置したところ、6月9日現在で2,664円が集まったことをご報告申し上げます。

次に、4月25日、文化庁が選ぶ日本遺産に仙台市、多賀城市、塩竈市及び本町の構成による「政宗が育んだ“伊達”な文化」が認定されました。日本遺産は地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化、伝統を語るストーリーが評価されるもので、今回全国で19カ所が認定されました。なお、認定を受けた伊達な文化は50件の文化財で構成されており、うち、本町からは瑞巖寺本堂を初め10件が選出されております。今後は、宮城県や構成自治体と共同で、日本遺産PR活動に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が5件、専決処分の承認が2件、条例の制定等が5件、その他の議案が5件、平成28年度補正予算が5件、人事案件が6件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成28年3月2日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月2日に、第1回松島町議会定例会を招集し、17日までの会期において松島町長期総合計画基本構想の策定、平成28年度一般会計予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

3月19日には、第9回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、環境省から指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果と環境省の今後の方針等について説明があり、その後に意見交換が行われました。

3月24日には、松島町景観審議会を開催し、景観計画の運営状況についてを報告し、ご意見をいただきました。

3月25日には、3月3日をもって町内における交通事故ゼロ1,000日を達成したことから、宮城県警本部長からの褒状が伝達されました。

3月26日には、松島町防災講演会を開催し、前塩釜地区消防事務組合消防長の志賀氏から、地震災害を経験してをテーマに講演を行っていただきました。会場は、町民などが約200名参加し、防災に関する知識を深めていただきました。

3月28日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、平成27年度一般会計補正予算の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

3月30日には、松島町観光審議会を開催し、地方創生加速化交付金事業について報告し、ご意見をいただきました。

4月18日には、東北大学などが主催する国際会議 I E E E－N E M S が開催され、国内外から約350人の研究者が集まり、研究成果が発表されました。また、国際会議関係者の皆様方を松島高校観光科の生徒と松島町善意通訳者の会の皆さんによる松島海岸駅でのお出迎えや、会場内での観光ブースの出店など、松島観光の P R 活動を行いました。

4月19日には、災害時に L P ガスの安定供給などの支援を受けるため、一般社団法人宮城県 L P ガス協会と本町を担当する黒潮 L P ガス協議会の3者による協定締結式を行いました。今回の協定により、大規模災害時にライフラインの確保と安定した供給が期待されます。

4月21日には、瑞巖寺を宮城県知事村井知事が訪れ、一般公開を再開した国宝の本堂を見学しました。知事からは、本堂の一般公開が再開したので多くの観光客が松島に来町してもらえよう応援したいと述べておられました。

5月13日には、行政区長会議を開催し、本年度主要事業を説明し、また、地域の状況等について意見等をいただいております。

5月27日には、第10回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、村井知事から国に対する放射性物質汚染廃棄物の処理促進に向けた取り組みに関する要望書等について説明があり、その後に意見交換が行われました。

6月5日には、第56回町民ふれあいスポーツ大会が開催され、町内12行政区から集まった町民の方々が各種競技に参加いたしました。

次に、要望等でございますが、4月19日の三陸自動車道通行料金割引の要望の外2件につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（片山正弘君） これで町長の諸報告を終わります。

続いて、議長の諸報告を行います。議長の諸報告は印刷をしてお手元に配付しておりますので概要だけを申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。3月23日、4月20日、5月24日に例月出納検査の報告をいただいております。丹野監査委員、菅野監査委員、大変ご苦労さまでした。

2番、請願・陳情・意見書等の受理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

3番、請願・陳情・意見書等の処理であります。記載のとおり5件を処理しております。

松島町観光振興対策に関する請願については、採択したことを受け、3月2日に町長より請

願を送付させて、処理の経過及び結果の報告を求め、6月2日に受領しております。写しはお手元に配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

行政視察であります。4月25日青森県大間町議会、6月2日には宮城県議会が来庁しております。視察内容等については記載のとおりであります。

会議等であります。3月2日の平成28年第1回松島町議会定例会を含め総件数82件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行であります。5月1日に「まつしま議会だより」第126号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆様は大変ご苦労さまでした。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付しておりました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、3月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会です。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 議会活性化調査特別委員会の中間報告について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議会活性化調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

議会活性化調査特別委員会から、会議規則第46条第2項の規定によって中間報告したいとの申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり報告を得ることにしたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会から中間報告を受けることに決定いたしました。

澁谷秀夫委員長より発言を許します。澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） おはようございます。

議会活性化調査特別委員会より中間報告をさせていただきます。

調査事件「議会の活性化に関する事項」です。

経過事項。本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に

基づき、平成26年3月20日議員提案第1号として設置され、議会の活性化について調査検討を行ってきました。

今回、これまで調査検討を行い本特別委員会として調査が終了した下記事項について、松島町議会会議規則第46条第2項の規定により中間報告を行います。

議会のインターネット中継についてであります。

調査期日、場所は特別委員会が平成27年11月25日水曜日、議事堂ほか記載のとおりであります。

特別委員会小委員会、平成28年2月15日月曜日、302会議室ほか記載のとおりであります。

出席委員は、特別委員会、議長を除く議員12名で構成されております。委員長澁谷秀夫、副委員長赤間幸夫。

小委員会は、委員のうち5名で構成されております。委員長阿部幸夫、副委員長高橋利典。委員櫻井靖、赤間幸夫、澁谷秀夫であります。

調査検討の経過でございます。

特別委員会。

平成27年11月25日水曜日、議会の情報公開の現状について確認検討を行いました。議会基本条例の規定に基づいて現状の情報公開の方法、手段等の確認。インターネット配信等、情報提供と町民との意見交換推進の検討。

平成28年4月5日火曜日、議会のインターネット中継システム導入に向けた考え方の検討。

小委員会からの調査報告。映像、配信方法、中継方法、中継設備、導入のめどなどです。

他市町の導入状況と経費等について。

平成28年5月10日火曜日、議会のインターネット中継システム導入に向けた考え方の確認を行っております。

小委員会からの調査報告。保守、導入経費の考え方について。維持管理の経費等も含まれております。

映像配信システムの内容及び導入計画について。

次に、小委員会であります。

平成28年2月15日月曜日。議会のインターネット中継システムの内容について。参考人として、導入実績業者のシステム機器及び配信内容の説明を受けました。

映像配信方法の検討。

平成28年3月14日月曜日、議会のインターネット中継システムのまとめでありました。

映像配信方法、中継方法、中継設備導入の考え方。小委員会報告書のとりまとめ方法について。

平成28年3月23日水曜日、議会のインターネット中継システムのまとめであります。

小委員会報告書のとりまとめ及び確認について行いました。

平成28年4月11日月曜日、議会のインターネット中継システムのまとめとして、インターネット配信システム導入の維持管理経費について調査を行いました。

平成28年4月22日金曜日、議会のインターネット中継システムのまとめとして、小委員会報告書のとりまとめ及び確認について行いました。

平成27年11月25日から平成28年5月10日まで、特別委員会を3回、小委員会を5回開催し、議会の情報公開に関する事項（インターネット配信）誤字がありまして、システムの導入について、調査及び協議検討を実施しました。

議会活性化の一環として、住民が参画できる議会運営の実現に向け、議会基本条例に基づき、町民に対して説明責任を果たし、情報の公開を推進するための手段として、導入に関する方向性や運用指針、経費について意見を重ねました。

調査検討結果であります。

1つ、議会のインターネット中継について。

インターネット配信システム導入の必要性、他市町の導入状況、インターネットの普及等を考え、住民に対する議会の情報公開と説明責任、住民が参画する議会運営の推進のためにも導入すべきである。

次に、導入するインターネット配信システムは、一つに映像カメラアナログ式、通常画質。

2つ、配信方法はASPサービス方式。スマートフォン配信を除く。

3中継方法は、生中継。ライブ及び録画中継、オンデマンドとする。

設備機器の導入方法は、リース方式。複数年リースとする。

次に、目標とする導入時期。平成28年12月定例会、試行を含むとしております。

導入経費は、平成28年4月現在、参考見積額、5年リース契約の場合であります。

1、初期セットアップ経費は約40万円。初年度のみ。

2、中継設備機器リース約80万4,000円。年額、5年リースの場合。

3、配信サービス。閲覧ウェブ編集等経費約130万円。年額であります。

危機保守管理経費は約40万円、年額として、定期2回、定例会4回であります。

導入経費は、1年目290万4,000円。2年目以降は250万4,000円掛ける4年としまして、5年

間計1,229万円であります。年額は60カ月5年契約とし、12カ月分1年の経費で試算いたしております。

以上で、本特別委員会として調査が終了した事項の中間報告といたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 中間報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、議会活性化調査特別委員会の中間報告についてを終わります。

日程第5 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について
(継続審査)

○議長（片山正弘君） 日程第5、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、平成28年第1回定例会に陳情提出され、第2常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。6番小幡公雄委員長より報告をお願いします。小幡公雄委員長。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

それでは、第2常任委員会陳情審査報告書をご報告いたします。

陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情です。

審査の期日、場所につきましては、3月14日から4月22日、3度行っております。

出席議員は、小幡公雄、赤間幸夫、今野章、菅野良雄、高橋利典、阿部幸夫の6名でございます。

説明のために出席を求めた者として、松島町健康長寿課の課長であります児玉さん、健康づくり班長の板宮さんにご出席をいただきました。

採決の結果は、全会一致で採択すべきものとなりました。

審査の概要といたしまして、平成28年3月2日、当委員会に付託された陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の審査の概要は次のとおりでございます。

当委員会では、審査を行うに当たり、陳情者に近隣市町に関係団体の有無を照会したところ、なしとの回答にて、健康長寿課に説明を求めたところ、その実態について詳細な解説を受けました。資料をもって説明を受けました。

陳情の内容は、次のとおりでございます。

1、教育機関での周知徹底と対策。各学校などの教師、保健師、スポーツコーチ及び救急救命士、救急隊員にポケットSCAT2、スポーツ脳しんとう評価ツールの携帯を義務づけること。あわせてむち打ち型損傷、または頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案発生した場合には、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

2、専門医による診断と適切な検査の実施。脳しんとうを疑った場合には直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT、MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、SCAT3、12歳以下の場合はチャイルドSCAT3を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3、周知、啓発、予防措置の推進と相談窓口の設置。脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、特に教育機関への啓発、周知、予防をより一層図ること。

4、園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査開示の実施。保育園、幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

松島町では、これらの問題について、迅速に対応できており、今のところ表立った問題は起きていないとの説明を受けました。問題となったのは、1点目のポケットSCAT2の義務づけの必要でありました。当委員会としては、緊急時の対応として病院への搬送を急ぐことが望まれ、義務化するまでの必要はなく携帯させることで足りるとの意見が出た。しかし、意見交換の中で、高次脳機能障害等、長期にわたり改善しない場合もあり、当事者の一人でもある陳情者の意図は十分理解できるもので、意見書の携帯を義務づけることを携帯をさせることとすることで意見がまとまりました。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決されたわけでございます。資料1は町の状況が記載されております。資料2はSCATという、先ほど横文字がありましたけれども、これの中身はスポーツ・コンカッション・アセスメント・ツール2ということでございます。その内容がここに記載されております。

以上、そのほかには案を示しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決いたします。陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情については採択するものと決定をいたしました。

日程第6 報告第4号 平成27年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（片山正弘君） 日程第6、報告第4号平成27年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号平成27年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、補助申請者3名分の住宅の建設工事について年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年9月下旬までに全て完了する見込みとなっております。

景観形成推進事業につきましては、補助申請者2名分の新築工事について年度内に完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年4月までに全て完了しております。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う事業であり、年度末に採択となったため年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、平成29年3月下旬に完了する見込みとなっております。

松島地区等復興まちづくり推進事業につきましては、関係機関との協議、調整に時間を要し、復興交付金事業計画の変更見直しについて年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、平成28年7月下旬に完了する見込みとなっております。

松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、関係機関との協議に時間を要したことにより年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年4月に完了しております。

松島地区等避難施設整備事業につきましては、他の復興事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年8月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難所：石田沢地区）につきましては、関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年12月下旬までに完了見込みとなっております。

備蓄倉庫整備事業につきましては、関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

自家発電装置整備事業につきましては、関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年9月下旬までに完了見込みとなっております。

災害公営住宅防災広場トイレ整備事業につきましては、冬期間の天候の影響により年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成28年4月に完了しております。

松島海岸公営避難施設整備事業につきましては、関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年8月下旬までに完了する見込みとなっております。

市街地復興効果促進事業につきましては、測量調査設計業務等に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、他の復興事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

空き家・空き室等実態調査事業、企業家支援事業、企業家高齢者活躍の場創生事業、経済波及効果測定事業、官民連携松島リブランディング事業につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う地方創生加速化交付金事業により実施するものであり、年度末に採択となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。全て平成29年3月下旬に完了する見込みとなっております。

6款農林水産業費1項農業費の強い農業づくり交付金事業につきましては、建設工事着工に当たり地質調査を実施した結果、軟弱地盤による体力不足が判明したため、基礎工事を追加で行う必要があり、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに

完了見込みとなっております。

3項水産業費の漁業海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、古浦、銭神漁港海岸の防潮堤整備事業に係る防潮堤整備工事について、近隣する他の復旧復興事業との調整及び工法検討に時間を要したことにより年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

7款商工費1項商工費の西行戻しの松公園環境整備事業につきましては、観光客の安全性を確保する関連事業に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年6月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の松島地区避難道路整備事業、高城・磯崎地区避難路整備事業、町道手樽・富山駅線道路整備事業、町道高城・松島線外3路線道路整備事業、町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業、手樽字柿ノ浦地区避難路整備事業、普賢堂外避難路整備事業につきましては、用地買収等について地権者との交渉に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

町道内町線・内町支線道路整備事業につきましては、入札不調が続き契約ができず年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年9月下旬までに完了見込みとなっております。

5項都市計画費の根廻磯崎線道路整備事業（根廻地区）につきましては、国及び港湾委員会との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

根廻磯崎線道路整備事業（磯崎地区）につきましては、用地買収等について地権者との交渉に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、往路橋梁災害復旧事業に伴う用地買収等に係る地権者との交渉や、漁港施設災害復旧事業に伴う漁港及び他事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

なお、避難道路整備事業の進捗状況につきましては、建設課長より説明させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、東日本大震災復興交付金事業避難道路整備の進捗状況につきましてご説明いたします。

本日お配りしております資料でご説明いたします。資料につきましてはことし4月に行われ

ました震災復興特別委員会で説明いたしました資料により、避難道路のみを抜き出しまして作成しております。

資料1 ページ目、一覧表をお開きください。

東日本大震災復興交付金事業での避難道路整備事業につきましては、松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区の3地区で8事業を実施しております、一覧表の一番下の段になりますが、全体事業費は85億3,473万円6,000円であります。現在、交付金の配分率につきましては96.6%、配分に対する契約は57.3%となっております。

一覧表につきましては、復興交付金事業の事業番号、事業名、全体事業費、配分状況、執行状況、進捗状況、契約及び今後の状況、事業期間、事業工程となっております。

進捗状況の欄になりますが、各事業の路線、施設などの進捗状況を記載しております。調査・設計、用地補償、工事、あと完了期間ですが、黒丸が完了、二重丸が着手中、白丸が未着手となっております。

事業につきましては、平成24年度より調査・設計を行ってまいりまして、用地買収につきましては、ルート検討箇所以外は完了に近づいております。

工事につきましては、契約は進んでまいりましたが、完成している路線は少ない状況です。

今年度も、残り路線の工事発注を予定しておりますので、現在の工事とあわせまして計画におくれが出ないように努力してまいりたいと思っております。

また、JR関連といたしまして、根廻・磯崎線跨線橋、松島海岸跨線橋、踏切拡幅3カ所の整備がありますが、平成30年度完成を目標に協定締結に向けJRと協議中であります。

工事工程表につきましては、各事業の工種別の工程であります、調査・設計が茶色、用地補償が緑色、工事が青色となっております。地権者合意が得られず設計がまとまっていない区間がございますが、全体では平成30年度の完成予定となっております。

続きまして、2ページ目、お開きください。

松島地区の避難道路整備事業になります。図面につきましては、左下に凡例がございますが、緑色実線が工事完了路線、赤色実線が工事中路線、青色実線が工事未着手路線。凡例にはございませんが、青色破線が設計がまとまっていない箇所であります。

松島地区につきましては、図面左上に記載しております3事業11路線を計画しております。赤破線部につきましては、JR協議箇所及びルート検証箇所であります。

続きまして、資料3 ページ目をお開きください。

高城・磯崎地区避難道路整備事業になります。高城・磯崎地区につきましては、図面左上に

記載しております3事業19路線を計画しております。赤破線部につきましてはJR協議箇所及び高城町駅前の関係となっております。青破線部につきましてはルート検討箇所であります。

続きまして、資料4ページをお開きください。

手樽地区避難道路整備事業になります。手樽地区につきましては、図面左上に記載しております2事業5路線を計画しております。用地買収はほぼ完了しております。工事未着手箇所につきましては一部用地未買収箇所及び他事業との調整、こちらは、手樽地区は、漁集事業、県の農地海岸事業、町の漁港事業、県土木の建設海岸の事業、避難道路の事業も全部重なっておりますので、調整により青の区間は休んでいる、今、まだ未発注となっている状況となっております。

全体で松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区3地区とも、赤実線の工事実施中箇所につきましては、平成27年度から28年度に明許繰り越した箇所となっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） おはようございます。

今回、繰越明許費が3つ、事故繰越も含めて報告されております。27年度の一般会計繰越は32、下水道が6件、事故繰越もあるというようなことでありまして、まず、一般会計は報告第4号の繰越明許の説明なんです。まず、真ん中から松島地区と復興まちづくり推進事業から、関係機関との協議調整に時間を要し、その下もそう、その下もそう、同じ文章。また、次のページ、備蓄倉庫、関係機関との協議に時間を要し、その下もそう。このように、同じ文面の中でこのような提案理由をされているわけですよ。そうしたら、今度3ページ、農林水産費、これは具体的に書いているんです。何でおくれたか。このようなものがあるわけですよ。そうしたらやっぱり、私たちは関係機関とはおおむね、ある程度は想像つくかなと思うんです。しかしながら、一般町民の方が見たら「何だ、こいつはどういうことや」と、そういうようなことで、皆同じ文章。もう少し、この農林水産それから水産業費、こういう具体的にどこ調整がおくれているのか、そういうようなことを具体的に明記していただければいいのかなと思いますけれども、その辺。これはずっと、今までもそうなんです。今回もそうになっている。そういうことでありますので、その辺、どのようなことなんでしょうか。もっと具体的に書けないかなというこの質問であります。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 色川議員の質問で、関係機関との調整に時間を要したと、この関係機関とは何だということだと思んですが、関係機関というのはいろいろあると思います。例えば県庁内部でもいろいろな課をまたがっているとか、土木事務所とか。町ですと公園事務所、文化財の関係とか、いろいろあると思います。1つの場合とかはどこどことの協議がおこなわれているという書き方ができると思います。ただし、それが複合的な場合は、なかなか具体に出していくのは難しいのかなという感じで、それを合わせて関係機関という説明をしてきているということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だから言ったでしょう。私たちはある程度わかると。だったら今櫻井課長が言うように県または何々との、あと、等とかそのようなことを含めたらどうですか。一緒くたに全部関係機関。やっぱり具体性が全部同じ、それじゃあ、やはりそういうことを明記していかなければ、もっともっと説明しやすいんじゃないかなと、私たちが。私たちがですよ。関係機関、関係機関って、国だったら国、県だったら県、地権者だったら地権者、このように、あとは等というようなことが明記されれば、もっと具体的になるんじゃないかなということなんですけれども、その辺のお考え、どうですか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、表現の仕方として、関係機関と十把一からげにしているということになります。関係機関は先ほど財務課長が言ったように幅はありますよ、こういうことになると思います。ただ、表現の仕方として、皆同じ表現になっていると。主な機関、国であったり、県であったり、文化庁であったりと、そういう表現をしながらこのところの関係機関、主なところを明記するような形になるかもしれません。そういうことで、今後そういう表現の仕方をさせていただきたいと思います。そういうふうに行っていきます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、石田沢なんですけれども、私、毎日通るわけではないのでちょっと人の話を聞いて、聞いて私しゃべるのもおかしいかなと思うんです、自分で確認してからしゃべればいいんですけれども。日曜日にも仕事しているよと。仕事熱心でいいんでねすかと、そういうことを答えたんですけれども。「日曜まで普通の業者さんあんまりしねべ、では、工事おこなわれるんでないか」と、そういうご心配をいただいている方もいらっしゃるんですね。それで、

あそこは12月の下旬まで、28年の、そこまで完成するよというようなことで。通ってみますと、あと半年あるから今基礎工事の部分だけでやっていますね、まだ立ち上がっていませんから。立ち上がったなら早いんだと思いますけれども。そういう中で、今基礎の状況だと。そういうことで日曜日にも一生懸命頑張っていると、そういうことになると、町民の皆さんに間に合うのかと、いつできるのかというようなことで。予定通り、おこなっているというようなことはございませんか、あの建物。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 石田沢についてでございます。

現在、12月末完工を目標にやっております。あと、環境整備が後に残ってきますので、それは3月ということで、建物は12月いっぱいでございます。今、言われたように、日曜日にも仕事をやっています。ですが、ごく限られた工種が日曜にやられているかと思っております。実は私が現場に行くのはだいたい日曜日ですので。あ、きょうもやっているなど思っているんですけども、ウィークデーに仕事をやっている量よりはかなり減っているなどというような感じでは見ております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 工事の支障がないと。今、総務課長が12月いっぱいまでは建設のほう、それから環境整備が来春までかかるとこのように言われました。それで、私、以前質問したとき、あそこの運営は初年度は松島町で管理していきますと。その後指定管理並びに何かの方法で考えていくからと、このように思いますけれども。今言われるように、3月の環境整備、周りの植栽から何かからやっていくと、そうすると、あそこの建物、避難場所ですから、何もなければいいんですけども、その4月ごろから連休、そういうふうになりますね、そうするとあそこを完全に利用できるのはいつごろを考えていらっしゃるんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 年度明けということで、今、考えておりますが、避難施設ですので、建物ができれば避難はできるようにはしたいというように考えておりますが、一般に平時利用ということでは、やはり環境整備工事が終わってから「どうぞ皆さんお使いください、こんな感じで使えますよ」ということでは、年度明けということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました、今のことは。その、ゴールデンウィーク、かなりあそこはお客さんが渋滞する、松島の一番の渋滞箇所だと思うんですね。当然、トイレを使えるよ

うな、駐車場も使えるような、それから何かのサービス、遠方から来ていただいているお客様に何かのサービスをすると、そういうようなことはお考えになっていますか。もうそろそろ、そういう連休時に、せっかくの立派なものをただ何も考えていない、ただがらんとトイレだけだよというには、ちょっと手がないんじゃないかなと。何かもう少しお考えになったほうがいいんでないですかね。どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 契約案件のときにも色川議員に言われましたし、設計のときにも言われていまして、ずっと石田沢のことをご質問いただいているなど、今もまた思ったんですけども。前にもご説明申し上げましたように今年度中の早い時期に、当面の利用の仕方それから将来的な利用の仕方についてまとめていきますと話させていただいております。そのスタンスは変わっておりません。来年のゴールデンウィークに、じゃあ、フル使用で全体の目標を達成したような使い方ができるかと、それはまた別の話として、松島はずっと駐車場不足で悩んでいましたし、駐車場をご利用いただけるようになるでしょうし、一部観光情報発信機能も持たせるつもりでおりますので、それもそのときまでにできるかどうかはわかりませんが、なるべくこれは早くやりたいなというように思っております。実際、うちの産業観光課とも、今、情報のやりとりをしております、とりあえずここまでやろうとかいう話はしていますが、まだまだ決定までいっていないというところですが、なるべく早く決めていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これで最後ですけども。今、課長言われるように、やっぱり連休、あれだけ多くの方が、本当にトイレから何から、それから松島のこれからどれぐらいかかるのかと、いろんなことが心配なんです、初めて来る人は、当然。そういうことで今、課長が言われましたその情報ですね、あそこを管理するわけですから。ですから、その情報ぐらいは職員が連休、交代でもいいですから、あそこで情報発信するような機能を持たせたそういうサービス提供、そのぐらいは考えてほしいなと。それから何か旅行グッズでも、緊急時とかこれは必要でないかなというようにそういういろんなこと、今考えられると思っておりますけれども、食べ物とか飲み物とかその辺の軽食、軽いものとか。観光の情報発信、そういう機能をあそこで、連休中には絶対開いてほしいなと思っておりますけれども。最後に質問いたします。もう一回。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 努力はさせていただきます。情報発信として人が張りついてということでございますので、そうすると人の配置をどうするかということも考えていかなくちゃいけないので「はい、やりますよ」と、すぐには言えないものですから。もうちょっとお待ちください。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第7 報告第5号 平成27年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（片山正弘君） 日程第7、報告第5号平成27年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第5号平成27年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項下水道建設費の松島浄化センター長寿命化改築事業につきましては、社会資本整備総合交付金により実施する事業であり、国との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島町公共下水道三十刈地内枝線工事につきましては、他事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区外下水道事業及び松島地区外内水対策事業につきましては、復興交付金事業で実施する事業であり、他事業との調整及び関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区下水道施設移設事業につきましては、復興交付金事業で実施する事業であり、関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、他事業との調整及び関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

ここで、11時10分まで休憩に入りたいと思います。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第8 報告第6号 平成27年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（片山正弘君） 日程第8、報告第6号平成27年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第6号平成27年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：石田沢地区）及び松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：三十刈地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、他の復興事業並びに関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、平成28年9月下旬までに完了見込みとなっております。

漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、他の復興事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年12月下旬までに完了見込みとなっております。

松島町地区等避難施設整備事業につきましては、三浦地区や名籠地区造成工事において、埋蔵文化財の調査等に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年9月下旬までに完了する見込みとなっております。

備蓄倉庫整備事業につきましては、松島運動公園の造成工事において、建築工事の事業間調整により年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年4月に完了しております。

6款農林水産業費3項水産業費の磯崎漁港共同利用施設復興整備事業につきましては、磯崎漁港漁具倉庫建設工事について漁業協同組合との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成28年7月下旬までに完了見込みとなっております。

漁港施設機能強化事業につきましては、古浦・名籠・銭神漁港の用地嵩上げ工事について、漁業協同組合との協議や災害復旧事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻地区）につきましては、国及び港湾委員会との協議に時間を要し年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、道路橋梁災害復旧事業に伴う用地買収等に係る地権者との交渉に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。色川議員。

○10番（色川晴夫君） それでは、報告4号のときに本当はお聞きすればよかったんですけども、ここ事故繰越と、避難場所、そういうことの間連を持って質問をさせていただきたいと思います。お許しいただければと思います。

今、赤間課長から、資料に基づいて説明を受けました。その前に、実は昨日、私が住んでいる霞ヶ浦地区の霞ヶ浦枝線と言うんですか、そこの説明会をさせていただきました。課長、皆さん、お忙しい中霞ヶ浦に来ていただきまして、現地調査を含めながら皆さんとの意見、すごい私は活発で、すごくよかったのかなと、そういうことで区民の皆さんも納得して次の説明会期待しているというようなことがありましたので、きのう区民の皆さんが意見を申し上げたことをよろしく、課長よろしくお願い申し上げます。

そして、もう一つが、この資料2ページ、松島地区避難道路整備事業について質問いたします。前の資料、済みません、関連して、済みません。本当はこれ、前で言えばよかったんですけども、お許してください。だからお許してくださいと私は言いました。よろしいですか、議長。

○議長（片山正弘君） 余り深く入らないところで、要点のみで質問をお願いします。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。それじゃあ、瑞巖寺ですね、点線になっており

ます。そのことを1つ。それから点線の切れた大きな丸印1つ、それから田町、ずっと上がって行って丸印、JRとの協議中、この3つについて質問させていただきたいと思います。

まず、青点線、瑞巖寺、あそこは町道であります。それでこの復興の避難道路のことも前々から言われております。あそこは瑞巖寺さんとの協議が終わっていない、あそこは工事もありますから、今、参道の工事、それから瑞巖寺さんの改修工事もありますので、そういうことも含めてまだルートはちゃんと整備の方向進めていないと思うんですけれども、今現在、将来はどのようになるのかお知らせいただきたいと思います。まず1つ。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 瑞巖寺前の青点線になっている部分につきましては、こちらにつきましては、避難道路の線は入っておりますけれども基本的に整備というものの、拡幅整備とかですね、そういったものは計画しておりません。瑞巖寺さんと相談いたしまして、誘導サイン関係ですね、そちらのほうの整備をやっていけたらなと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 誘導サインとおっしゃいました。あの辺、道路の舗装とか、打ち直しとか、そういうようなことは、それからあそこら辺ね、暗いんですよ。かなり暗いんですね。そういうことで、その辺の、瑞巖寺を過ぎて今度の防災センター、あの辺も含めて暗いんです。そうすると、防災の面からも非常に住民の皆さんが怖いというようなことをたびたび聞こえます。そういう対策はどうなりますか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） あそこは、国の重要文化財ということもありまして、舗装の打ちかえまでは考えてはおりませんでした。それで、誘導サインとしてソーラータイルとかですね。通常は緑色のソーラータイルとか設置しているんですけれども、その色関係もどうなのかなというのがありますし、あと、誘導灯、照明灯みたいな誘導灯なんですけれども、そちらのほうも景観に配慮したものを工夫しまして設置していきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。そのように、できたらあそこの打ちかえ、また水たまりとか、雨降るとかなり水たまりができるところがあるんですよ。そういうものはやってほしいなど。ただそこばりやると、あの辺、人通り非常に多いので、景観上もありますから。本当は打ち返していただければいいのかなというようなこともありますので、後、検討してください。

それから、瑞巖寺の点線が切れて天麟院さんのほう、大きな丸印あります。あそこは保育所があります。以前は、説明にもありましたけれども、保育所の脇道、細い道をずっとくぐって、それで天麟院さんの山があります、それでもとの総務課長佐藤課長の家がありますね、あそこを切ってそっちに道路をつなぐというような方向、計画がありました。それはまずどうなったのか。それはなくなったのか。それでなければ、どのようなルートを考えられているのか、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 瑞巖寺の部分の延伸部分につきましては、田町側に抜けるほうの田町側のほうの家屋の方皆さんに当たりましたけれども、皆さんちょっと承諾をもらえないという状況になっております。ですので、そのまま抜くのは不可能という形で考えておりました、今、検討しておりますのは、天麟院さんの中を歩いていけないかということで検討させてもらっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員、まだありますか。あと何点ぐらいあるんですか。

○10番（色川晴夫君） あとはJRのところですか。3つ、3点。

それから、JRとの協議となりますね、田町。これも大分言われたんですね、前に。それ、今、現在検討中とあります。今、どのようなJRとの協議をなされているんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらは、田町の前のところから、三十刈の避難場所まで上がっていくルートになりますけれども、JRの跨線橋、仙石線の跨線橋と東北本線の跨線橋が2橋あります。東北本線の跨線橋については、現跨線橋を修繕してそのまま使うという形になっております。仙石線の跨線橋につきましては、今の位置からかけなおしまして、今、トンネル、高城町側ですか、のほうに向かうとトンネルにすぐ入るんですけれども、トンネルの上にかけれないかということで、JRには図面まで提示して大体これでよろしいのではないかとこの形で計画まではまとまっております。なお、これからJR独自の詳細設計等もありますので、それに少し時間を要するような形ということです。ルートにつきましては大体まとまって、構造的にも大体まとまっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、今使っているところは当然使わないと、山側を歩いていくというようなことでよろしいんですね。わかりました。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。ほかにございませぬか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間でございます。私のほうからは、2点ほどになりますか。

まず、第1点目です。この繰越計算書における既収入特定財源の部分ですが、これは事業ごとに管理をされているのだと思いますが、その管理のあり方をちょっと説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 事故繰越計算書の復興交付金に係る既収入特定財源につきましては、今、復興交付金基金で積み立てをして配分されたのを持っていますけれども、それは繰り越しするときには基金を取り崩して財源をつけた形で繰り越しなさいという国の指導に基づいて、それぞれ事業によりまして75%だったり、80何%だったりという補助率を掛けた額を記載してございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） この繰り越しにおける既収入特定財源、事業ごとにそういった指導官庁、国のほうから扱い方については徹底して、この繰越計算書の、今回のこれは報告ですからですけれども、承認というのはもう既に受けている状態ですか。その辺はどうなんですか。手続論的に確認しておきたいんですけれども。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 基金造成事業ですので、国の手続、通常だと県に説明をして国という流れで通常の事業であれば手続はなされますけれども、この復興交付金の事業につきましては、その手続は不要となっております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 要は、災害復旧事業、それこそまさに東日本大震災で受けた事業ですから、当然一般の通常補助事業における明許繰越、事故繰越あるいは公営企業等の会計における予算繰越という関係においての承認扱いの手続とは、簡易簡素化に、迅速に対応できるということでありましょうから、そういった扱いになっているのは理解しております。ついては、一つの情報として、会計検査院のほうでもう既にこういった扱いについての部分も会計検査院が入ってきていると、県内に入る見通しだというお話もちょっと聞いているんですが、その辺の情報はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 昨年度も7月の中旬だったかと思います。今年度も7月の下旬に2日間にわたりまして、ただ、復興交付金だけではなく災害復旧も含めた全体的な進捗的

な確認をするということでの検査が入るという情報は入っております。以上です。

- 議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。
- 2番（赤間幸夫君） 私からは以上でございます。
- 議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。
-
-

日程第9 報告第7号 平成27年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

- 議長（片山正弘君） 日程第9、報告第7号平成27年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

- 町長（櫻井公一君） 報告第7号平成27年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島地区外下水道事業及び松島地区外内水対策事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、小石浜地区の工事等について関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

- 議長（片山正弘君） 説明が終わりました。報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（片山正弘君） 質疑なしと認め、報告を終わります。
-
-

日程第10 報告第8号 平成27年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

- 議長（片山正弘君） 日程第10、報告第8号平成27年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

- 町長（櫻井公一君） 議報告第8号平成27年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費の復興事業梅ヶ沢地区配水管移設工事につきましては、県発注工事との事業調整に時間を要し年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年9月下旬までに完了の見込みとなっております。

また、復興事業名籠地区配水管移設工事及び根廻・磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設工事並びに二子屋浄水場施設建設工事（用地造成）につきましては、県及び町発注工事との事業調整や天候不順による造成地排水作業等に時間を要し年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年6月下旬までに完了の見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第 1 1 議案第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改正)

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第40号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日以前から施行を要するものについて専決処分を行ったものです。

主な改正内容につきましては、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けて、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得した太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合をわがまち特例により3分の2としたこと。

東日本大震災に係る固定資産税の特例における償却資産に係る所得または改良について適用期間を3年間延長させたこと。

松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例における適用期間を1年間延長させたものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それでは、説明させていただきます。

説明は、提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料により行いますので、お手数をおかけしますが条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、本年3月17日に専決処分予定条例に関する説明資料にて、その時点では今後変更もあり得ますとご説明を申し上げたところではありますが、その後の修正等の通知が県を通じてございましたので、最終的に3月31日に専決処分を行ったものでございます。

まず、第1条の町税条例の一部改正部分で、町税条例第18条の2の改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴い不服申立てを審査請求に改正したものであります。

次に、町税条例第56条の改正につきましては、独立行政法人労働者健康福祉機構は独立行政法人労働者安全衛生研究所と統合し、新たに独立行政法人労働者健康安全機構になったことにより改正をしたものであります。

第59条の改正につきましても、統合に伴う改正をしたものであります。

次に、町税条例附則第10条の2の改正につきましては、条例の規定で引用しております地方税法附則第15条第2項の項番号が同法改正によりずれが生じたため改正をしたものであります。

なお、地方税法附則第15条の改正により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定される認定発電設備の対象外でありかつ国の補助を受けて取得した太陽光発電設備、簡単に申し上げますと民間事業者等が導入する経済産業省資源エネルギー庁の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて、自家消費型の太陽光発電設備を導入した場合について、固定資産税の課税標準に乗じる割合をわがまち特例として特例率を国が算出すべき基準とする3分の2としたものであります。なお、現時点において本町での該当はございません。

次に、附則第24条の改正につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例期間が平成31年3月31日まで3年間延長されたことにより改正したものであります。

次に、第2条町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、町税条例附則第3条の改正になりますが、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成31年4月1日まで段階的に引き上げるため、町たばこ税に関する経過措置に関する改正で、既に平成27年6月で改正済みですが、この読みかえ規定の文言等の整理が必要となったため改正したものでありま

す。

次に、町税条例等の一部を改正する条例附則第2条の都市計画税条例の一部改正についてですが、都市計画税条例第2条第2項の改正につきましては、条例の規定で引用している地方税法第349条の3の項番号が同法改正によりずれが生じたため改正したものであります。

次に、条例附則第3条の松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部改正についてですが、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除また不均一課税に伴う措置が適応される場合等を定める省令の改正に伴いまして、期限を平成29年3月31日まで1年間延長するため改正したものであります。なお、現時点において本町での該当はありません。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。質疑があれば質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第40号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第41号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことにより、松島

町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額に係る限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円に改めるものであります。

さらに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を5割軽減は26万5,000円に、2割軽減は48万円に改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、説明させていただきます。

改正内容は、今町長が申し上げたとおりでございますが、後ろから2枚目の官報の前に資料が横版についてあります。これによって説明をさせていただきます。

保険税条例の一部改正ということで、改正前、改正後ということで、最初に課税限度額です。箱の中に入っております。改正前が基礎課税額が52万円、後期高齢が17万円、介護納付課税額が16万円。今度の見直しによりましてこの基礎課税額が2万円増となりまして54万円、後期高齢については19万円、介護納付課税は変わらずという内容になっております。

この改正によりましての影響額と、影響世帯というものを、左下の①課税限度額影響世帯数ということでここにあらわしております。これによる影響世帯につきましては、基礎課税額におきましては1世帯、後期高齢につきましては10世帯が、これは28年1月現在の見込みでございますが、11世帯が影響を受けるだろうということです。

次に、軽減判定の基準額ということで、これも下に箱で囲ってあります。今回5割軽減、2割軽減の基準額を見直すということで、これまでは被保数に26万円ございましたが、今度は被保数に26万5,000円を乗じるという改正、そして2割軽減につきましてはの基準額はこれまでは47万円の被保数掛けるとなっておりますが、今回は48万円掛ける被保数という内容になります。

これにつきましてはの影響世帯数といたしましては②、右下に書いております。これも28年1月末現在で見込んである数字でございますが、5割軽減につきましては7世帯、2割軽減につきましては同じく7世帯、計14世帯の影響を見込んでおります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。今野章議員。

○8番（今野 章君） きょう採決すると考えないでいたんでありますが、きょう採決だったんですね、専決はね。そこでお聞きをいたしますが、毎年度、限度額、この国保税の中には医療分と後期高齢者支援分、それから介護保険の支援分ということで3つに分かれて、いずれかの支援分が毎年度上がっていると、こんなふうになっているわけでありまして、5年前と比較してそれぞれの支援分がどれぐらい上がっているのか、まず教えてください。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 限度額は、3つの今言った医療、後期、介護という内容でございます。ちょっと申しわけないですが、24年度と比較して申し上げますけれども、24年度医療分につきましては51万円が限度額でございました。今回改正によりまして、これが54万円。後期につきましては、24年度におきましては限度額14万円でしたが、今回改正によりまして19万円。介護につきましては、平成24年は12万円が、28年度この改正によりまして16万円。24年度合計で77万円でございますが、今回の改正によりましては89万円という限度額になります。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） そこでですね、毎年度こういうふうになってきて、たった5年間の間にトータルで12万円ですか、限度額が引き上がっていると。我々の生活状況を見たときどうかということになると、所得もろくにふえていないと。特に国保の場合は、非正規労働者を含めた年金生活者、こういう方々が非常に多く加入をされているという中で、所得がふえるなんてことはほとんど考えられない状況です。そういう中でこれだけの保険料限度額が引き上がっているということについて、どんなふうを考えているのかということと、それから、この限度額はいったいどこまで上げるのかということがあるかと思うんですね。このまま上げていきますと、本当に加入者の負担はどんどん上がっていくわけでありまして、その辺の見通しですね、どんなふうになるものなのか。それについてお聞かせをください。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かに、限度額は見直しされて24年から比べて12万円上限が上がったと。この収入におきましては、やはり国保に加入しているこの収入でみますと、この世帯は約1,000万円ぐらいの収入があるだろうというところの計算にはなるとは思うんですけども、大体、800万円から1,000万円ぐらいの間だと思っております。あと被保者の人数とはちょっと違いますが。そのぐらい、確かに言われるとおりに比率としては低所得者で、前も説明いたしました軽減世帯数が6割の国保加入状況になっております。その中で、限度額につ

いては、国で、後から質問あったことにもお答えいたしますが、協会けんぽと言いまして社会保険のほうですね、その限度額、平成25年度で示された金額がそちらの社保のほうの限度額があるんですが、それが都道府県によっては違いがあるんですが、113万円から116万円が限度と言われているんですね。この計算は、実は、社会保険ですと事業者負担というのがありますけれども、これはその事業者負担を除いた金額となっております、平成25年度に集中審議があった、この国保のほうの審議会あったときに、そこで言われているのは、社会保険の水準に近づけるといところでこの限度額が年々、毎年毎年4万円ずつ大体上がってきていると。だから、これが来年度あるかどうかという、また継続される見込みになるかなというふうなそのスタンスからいうと私は考えております。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 何度も言いますけれども、今の国保というのは昔の国保と違って、本当にもう年金生活者だとか非正規の方とか、こういうことで、いわゆる正規社員あるいは現役労働者と言われる部分との比較をすると、そこまで限度額を引き上げることがどうなのかということだと思えます。結局、誰がその負担をしているかということになると、国保加入者の中でお互いに税金を負担しあう形で増税がされると、こういう形になっているんだと思うんですね。そういう意味で言うと本当にひどい制度だなと。逆に言うと、いかに社会保障に対して、国保に対して国が責任を持っていないのかということのあらわれだと私は思うんですね。国保の問題については昔から、前々から言っておりますけれども、昔は医療費の50%ですね、総額に対して50%国が負担をしていた。これをやめてしまって38.5%まで引き下げてしまった。こういうことで国保の今の困難な状況が出ているんだと思うんですが。やはりそういう点で、私は町として国にそういう社会保障制度をきちっと確立してほしいと、加入者の責任だけでこれは解決できる問題ではないということをしかりと行っていくことが大事だと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かに、我々国保を運営している者と言いまして、やはり低所得者層の多さに驚きます、当然なんです、年金受給者がほとんどで、あとは農業、漁業、自営業の方々が主でございます。その中で所得の伸びというものは、一概に見込むことはできないという状況はずっとこれまで続いてきたわけで、だから軽減世帯が6割ぐらいが発生していると。やはり、軽減することによって、国の交付金は入ってくるんですが、確かにそれが100%ではないので、そこら辺のことはあります、確かに。そうすれば、もっとそ

のような、その収入が見込めれば、一応税金についても、という話になってくると思うんですが。今の段階で国に、立場ということでは、今の現状の中では粛々とやらざるを得ないと思っています。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 国の号砲で決めた限度額を粛々とやらざるを得ないという答弁ですけれども、この限度額は自治体としての裁量をちゃんと持ってやることのできるようになってるんですよ。国が48にしたから自治体も48にしなくてないなんていうのは一つもないんですよ。自治体の独自の裁量で限度額も決められるわけですよ。それで、今お話ししたように、先ほど答弁あったんだけど、限度額に達する世帯、大体年収1,000万円というお話ししていましたが、厚生労働省は800万円ぐらいだと言っているんです。全国平均ですよ。松島は多分平均以下だと思うんですよ、私。もっと低いんじゃないかと。そうすると、国並みの限度額とやっていったら、大変なことじゃないかと思うんですよ。限度額にかかる人たちですから、それなりの所得は確かにあると思います。ここにおられる皆さんなんかは多分限度額に達しておられる議員さんも多いのかもしれませんが。本当に、そういう点では大変な負担を求められている。しかも、その中身というのは、皆さん国保を計算するとき、結局全体の給付額ですね、これに対する必要額を税額として算出するわけでしょう。そのときに滞納者の分の税額はどうしていますか。結局、まじめに納めている皆さんの税額にかぶせて計算しているわけでしょう。そこのところも含めて、まじめに国保税を払っているあるいは限度額に達している人も含めて、みんな丸めて払っているわけですよ。滞納者の分は誰が見ているんだっていったら、結局まじめに納めている人が見ている。国が責任を持っているわけじゃないんです。国保に加入している皆さん方で、そこまで面倒を見させられると、こういう仕組みになっているのね。そういう意味でも非常にこの制度のあり方としてどうなのかなと、私としては思うんですがね。できれば、滞納の分ぐらいは町のほうで考えてくれと、こういうふうにも言いたいぐらいです。できれば国のほうでと、こういうふうになるわけですが、そういう状況があるということだけまず一つお話をしておきたい。

それから、今回の限度額引き上げによって、どれぐらいの差額で収入がふえるのかと、影響がでるのかということになるわけですが、これは限度額でふえる世帯が基礎課税のところでは1件と、後期高齢で10件と、こういうことで22万円の増収になると、こういうことになるわけですが、軽減世帯のほうですね、これもいわゆる保険者数の、被保険者数ですか、のところでの考え方ですね。このところで、26万円を26万5,000円、47万円を48万円にする

と、こういうことになっているんですが、いかにも軽減世帯をふやしていると、こう見えるんですけども、実質はそうでないですね。私は違うと思うんです。収入がふえていないから、これをやらないと軽減対象者が減ってしまうと、こういうことになるからやっているのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 限度額と毎年セットで軽減世帯の見直しということになっておりまして、その被保数掛ける、今回26万5,000円と48万円2割ということになっております。それで、世帯数はここに記載はしてあるんですが、5割を2割が7世帯7世帯、14世帯、1月現在なんです影響あるというところで、確かにこの部分の拡充も私自身は、とにかく限度額を上げればやはり底辺になるそのものも拡充すべきだろうとは考えを持って、このところの制度の見直しについては、私は賛成はしているところなんです。確かに、その部分によっては、毎年この分ふえた分で、ぎりぎりのところで軽減にかかるというのはふえてはきております。それでよろしいでしょうか。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 私も軽減することには反対していません。聞いているのは、結局所得がふえない中で、諸物価が上がっているから負担ふえますよね。そういうものをカバーするために、こういう軽減措置を講じていかないと、軽減世帯の人たちが生活大変になるので、こういう軽減措置を講じなければいけなくなっているのではないかと、そのところどう見ているんですかと聞いているんですよ。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かに、今、軽減世帯の、私の解釈あれだと思うんですが、そこでやっぱり広がるというものは、やはりそれは認識しておりますので、そういう回答じゃなくてですか……。それはその分で、所得の少ない方の軽減幅が広がるということでは、私はよろしいかなと思っております。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） それで、それによる今回の影響額といいますか、どれくらい軽減されるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この5割、7割で7世帯と申し上げましたが、しっかりとした計算はできないと思うんです。要するに、介護部分も入ってまいりますので、その世帯世帯

によって毎年違う金額が出てくるんですが。ただし、27年度ベースの全体の軽減額から見て、こちらでは被保険者数つかまえておりますので、そういったところから若干計算はしてみました。そうしますと、全体で申し上げますが、5割軽減についての影響額と申しましては、21万円4,200円、そして2割軽減につきましては8万6,100円、そして合計で30万300円、このぐらいが、軽減額がふえるということではちょっと計算をしてみました。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。なかなかかみ合わないところもありましたけれども。結局限度額で22万円ふえて、軽減で30万円ぐらい軽減されると。ここが大体リンクするような形なのかなと。こういうことだと思うんです。だから、軽減するにしても、結局保険者の中で穴埋めしなさいよと。国は制度はつくるけれども、つくった制度は全部加入者に押しつけると、こういうやり方ですよ。この流れから見るとね。本当に、そういう点では国が、社会保障なんてものじゃなくて、救貧対策をやるというのでやっているような感じのことになっているんじゃないかなと。こういうのは、社会保障と言わないんじゃないかなとこのごろ思うんです。本来もっと社会保障というのは、国民の生活を基本的なところから全体として支える制度としてあるべきだと思うんですが、これは、貧困層を救うための本当に救貧対策ぐらいの事業にしかもうなっていないんじゃないかと、そんなふうに思っているところがあります。町長、町長も9月のときに一般質問で国保税の引き下げをしてはどうかという質問をさせていただいたときに、まだまだ国保のことは勉強が足りなくて、今度町村会の国保の何かの委員になると、そこで勉強もさせてほしいと、こういう答弁をいただいたと記憶をしているんですが、勉強されたでしょうか。実際問題として、私は、改めてこの国保のあり方という問題、引き下げの問題を含めて、考える必要があるんじゃないかと思うんですが、今回のようにこうやって限度額だけ上げるからいいんじゃないかということではなくて、限度額を上げること自体が、次に控えている限度額に達していない、言ってみれば中間所得層のようなところにおける保険料の引き上げということにもつながっていくのかなと、将来的には、そういうことも考えざるを得ない気持ちがあるので、改めて国保税の引き下げはどうかと、ここで聞くのも何ですけども、国保に対する町長の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 明快な答えは、課長じゃないですけどもできませんけれども。差し当たって今月の末に、国保の連合会のほうの会議がありますので、この辺、きょうの話題にな

ったやつは聞いてみたいと思っております。ただ、全体的に社会保障はこれの中にも、国保も一つの中に入るといふことであれば、今、いいか悪いかは別として、消費税も上がるのは延びたようであり、決まったわけじゃないですけども。大体そうなるんだろうと。そうやってきた場合の、全体的なしわ寄せが社会保障に来るんだろうと危惧されているところもありますので、そういったところも加味しながら今後留意してきちっと、今、議員から言われたような内容も含めて検討してまいりますので、よろしくお願ひします。検討ではない、そういったところは踏まえて、松島町としてどうすればいいのかと考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 終わりにしたいんだけど、今の答弁を聞いているとまた引かかってくるんだね。消費税が10%までの引き上げ、2%、中止だと。総理がそう言ったわけなので、多分そうなるんでしょう。そうすると、社会保障費にかかわってくるんじゃないかと。消費税がないと社会保障はやれないのかといたら、消費税がない時代からずっと社会保障はやっているわけですよ。問題は取った消費税がどこに消えていっているのかということが問題であって、消費税がないから社会保障はできないという理屈は一つもないんです。だから、税金そのものの取り方と使い方が誤っているだけなんです。消費税がなくても私は十分にやれると、取るべきところから取ればやれると、こう思っておりますので、町長、消費税なかったら社会保障はないという考え方は、私、やめたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） このごろ、2市3町の首長さん、それから宮黒の首長さんの会合が多々あるわけでありましてけれども、そこでも消費税の問題が出てきている。そういった中で、社会保障にかぶさってくるのではないかと危惧されているということをお話ただけであります。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（片山正弘君） まだありますか、今野議員、続きますか。（不規則発言あり）

○8番（今野 章君） 先ほどからも言いましたけれども、やっぱり国保加入者の負担というのは大変重いものだという認識を持っていただきたいと。本当にどうするのかと。あと2年後ですか、広域化ということになってはいきます。だけれども、それだって、どういう税の標準税額が示されるかによっては、またわからないわけですよ。それで、そこにいったからといって、じゃあ国がお金出すかというところでもないでしょう。そうすると全体として、県

全体で何となく標準税額でやるしかないみたいなことになってくと。それぞれの自治体できめられることにはなっていると思いますけれども、それに沿う方向でやらざるを得ないということになっていくんでしょう。そのときまた、結局国保加入者に負担を求めるということにしていいのかどうかですね。やっぱりもっと、抜本的な解決策を、私は講じる必要があるんじゃないかと。こうやって限度額をいじっている話じゃないと思うんですね。もっと、国保税、国保会計、国保制度そのものをどうするのかという議論を、大きいところからぜひ首長さんのところでもしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に討論に入るわけでありますが、ここで12時を過ぎておりますので、1時まで休憩に入りたいと思います。

午後0時03分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第2、議案第41号についての討論に入ります。討論参加ございますか。今野章議員、反対討論を許します。

○8番（今野 章君） 議案第41号国民健康保険税条例の一部改正ということになるわけですが、今回の改正につきましては、国民健康保険税の限度額、基礎課税分いわゆる医療分ですね、ここで現在の52万円から2万円引き上げて限度額を54万円にすると。さらには、後期高齢者支援金等の課税額、支援分で17万円を2万円引き上げて19万円にすると、こういう内容。そして、もう一つは法定減免のところ5割軽減と2割軽減の判定基準を見直すと、こういうことで、5割軽減の基準額を26万円から26万5,000円に、2割軽減のところ47万円を48万円に拡大をして軽減をするという内容になっているわけでありまして。この軽減措置については、当然この間の諸物価の高騰などもあることを考えれば、当然の措置なんだろうと私は思います。ですから、いい制度をやったというような中身ではなくて、当然やらなければならないことを行ったということだと私は思います。しかも、こういう軽減をやって、どれだけ5割2割の世帯のところ対象世帯が拡大するかということになると、全体5割2割のところ

630世帯ぐらいですかね、の世帯のうちわずかに14世帯程度しかその恩恵にあずかれないという、本当に微々たる数字と言っているのではないかと思います。これで本当に軽減を実施したということになるのかどうかと。やることは構わないけれども、実質的にその効果がどれだけあるんだらうということになると疑問が残るところであります。また、限度額におきましては、先ほど申し上げましたように医療分と後期高齢者分で全体で4万円の引き上げということで、現在、先ほど答弁をしていただきましたように、平成24年で限度額の総額が77万円であったものが89万円ということで、この5年余りのほどこ中で限度額が全体で12万円も引き上がってしまうという状況です。この間、こんなに物価が上がったわけでもありませんし、先ほども申しましたように国保加入世帯の中身を見れば、年金加入者であったり非正規労働者であったりということで、本当に所得がふえない世帯、むしろ目減りをしていく、そういう方々が多く加入されているにもかかわらず、限度額だけはしっかりと引き上がっていくと、こういうことであっては私はないと思うんです。しかも、保険税全体を考えたときに、こうやって保険税負担を加入者の中だけでその問題を解決させようという、こういう考え方になっているのではないかと思います。本来、国保以外の健康保険、こういうものについては企業が半分で加入者が半分、こういう負担になっているわけでありまして、そういう立場から考えれば、国保は当然加入者と国、地方自治体、この関係で50・50という考え方に私は立っていくべきものもあるのではないかと思います。ところが、松島町の国保の決算状況を見ましても、国保会計全体に占める国庫負担の割合というのは21%から多分23ないし24%程度におさまっていると、こういう状況だったと思います。こういう点でも、私は国がしっかりと国保会計に責任を持つということにはなっていないと思うものでありまして、この点でも、いつも申し上げますように、国がきちんと国保に対する責任を果たすと。今から32、3年前ですか、昭和59年でしたか、1984年かそのあたりに、国保法改正をして、今のような状況に、国保の困難な状況をつくりだす原因というのがつくられたわけです。それは、国が医療費に対する国庫負担の割合を大幅に引き下げたと、そのことが今日のような状況につながっているわけでありまして、私はそういうもとの状態にしっかりと戻していくということが大事だと思います。当時は老人医療費なども無料だったものが、一部負担させられて、どんどんどんどん負担がふえていくというふうに至っているわけで、国民の社会保障というものに対する国の考え方が、大体そのあたりからどんどん後退をしてきて現在に至っていると、こういうことだと思います。先ほど、消費税というお話も出ましたけれども、消費税がなかった時代に、もっともっとよい保障制度があったのではないかと。そう考えま

すと、国の税金の使い方、取り方の問題を含めて、これは見直す必要性があるのではないかと思います。ここでその議論をしても始まらないと言われるかもしれないけれども、地方行政、国も含めて一番重要なことは、国民、町民の生命、財産をきちんと守って保障していくと、これが大きい仕事だと思います。そういう点で、地方の長たる町長においても、しっかりとそういう町民の声も聞きながら、国に対して声を上げていくという姿勢がますます求められる時代になっていると思いますので、そういうことも申し上げながらこの議案第41号に対する反対の討論としたいと思います。

○議長（片山正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第41号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第13 議案第42号 松島町ふるさと納税基金条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第42号松島町ふるさと納税基金条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第42号松島町ふるさと納税基金条例の制定についての提案理由を申し上げます。

ふるさと納税による寄附金を活用し、魅力あるまちづくりを推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松島町ふるさと納税基金を設置する条例を制定するものであります。なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それでは、説明させていただきます。

説明は、提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料により行いますので、お手数ですが条例に関する説明資料をお開き願います。

議案第42号、松島町ふるさと納税基金条例の制定につきましては、ふるさと納税により寄附をされました寄附金を適正に管理し運用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして、松島町を応援するために寄せられたふるさと納税による寄附金を活用しまして、寄附者の思いを実現するための事業を展開することにより、魅力あるまちづくりを推進することを目的として条例を制定するものでございます。

第2条につきましては、基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金の全額としたものでございます。

第6条をごらんください。ここには、基金の処分についての記載がされております。第1号から第6号までの事業につきましては、松島町長期総合計画で掲げております第1章から第6章までの基本目標と同様としたものでございます。ただし、第1号につきましては、基盤整備だけでは一般の方にはわかりにくいいため、長期総合計画の主要プロジェクト区分により主なものを抜き出し、道路、公園、緑地等の基盤整備に関する事業としております。

第7号につきましては、第1号から第6号までの事業以外に、魅力のあるまちづくりを推進するために必要と認められる事業を行う場合にも処分できるようにするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第43号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第43号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第43号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、愛宕児童公園の整備が完了したことに伴い町民の施設として供用を開始するため、条例に追加するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回、この条例改正につきましては、一番後ろに資料としてこ

の公園の位置図そして下のほうに写真を添付しているものがございます。それをごらんいただきたいと思います。

この公園の場所につきましては、愛宕山旭公園に隣接しております、それで平成25年度に宅地造成がこの場所で行われております。その一角に218平米の土地がこの事業者より町に帰属された経緯があります。

今回、この土地を活用いたしまして、下に写真にあるとおり、この土地にブランコ及び滑り台を今回設置させていただきました。それで、この設置により、児童公園として今後管理してまいりたいと考えております。

児童公園の名称はあたご児童公園になります。あたごはひらがなで表記をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第44号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
(提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第44号、松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の、一部改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う介護保険法の一部改正に関連して、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されるため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、今回の条例一部改正についてご説明申し上げます。

資料の、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

これは、介護保険法の一部改正で3月に条例の改正を行っておりますが、追加で3月31日付で基準に関する厚生労働省の省令の改正が出ておりますので、それに合わせて本町の条例も改正するものでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。

改正部分、下線を引いております。小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等にいずれかがかかる場合、看護師または准看護師があわせて従事することができるといった内容でございます。小規模多機能型居宅介護事業所というものは、利用登録者29名程度で、通い、泊り、ヘルプというものを組み合わせたサービスということで、国で定めたものでございます。まだ本町にはございませんが、今計画期間内に公募をして指定する予定でおります。看護師または准看護師があわせて同一敷地内の場合従事することができるといった内容でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第45号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第45号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行の伴う介護保険法の一部改正に関連して、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準が改正されたため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますよ

うお願い申し上げます

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、条例一部改正についてご説明申し上げます。

大分長い名称でございますので、ちょっとわかりにくいかと思いますが、先ほどの議案第44号は介護予防というのがつかない、つまり要介護1から5の方が使う事業所ということです。議案第45号は介護予防という言葉が入っておりますが、要支援1、2、軽度の方が介護予防として使うと。同じ事業所が両方をやりますということで指定受けている場合もありますので、必ずしも個々に事業所があるというわけではないんですが、それぞれ国の法律に基づいてこのような基準省令の改正で、本町の条例も改正しております。

中身に関しましては、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、第1点目の44条の第6項につきましては、先ほどと同じでございます。同一敷地内においてはあわせて務めることができるといったものでございます。

また、第86条でございますが、これは、介護予防認知症対応型共同生活介護、というのはグループホームのことでございますが、その準用規定のうち、同じ建物にあるデイサービスの場合は、そのデイサービスの利用は建物以外の人も利用できるようにしなさいといったことがあるんですが、グループホームの場合はその準用を除くといったことでございます。デイサービスの場合は広くいろいろな方が利用できるようにしなさいというものでございますけれども、グループホームにおきましては、例えば同じ建物の中にある場合、その義務づけまではしませんといった内容でございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第46号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部
改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第46号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、三浦避難所及び三十刈避難所の建設に伴い、本条例に当該施設

を加えるものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第47号 字の区域を新たに画することについて（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第47号字の区域を新たに画することについて（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号字の区域を新たに画することについての提案理由を申し上げます。

県営圃場整備事業下志田地区は、平成17年度から工事を進めてきましたが、平成29年度で完了予定となり、今後、換地処分の法手続を行い関係地権者の権利確定を行うため、事業区域の字を幡谷字新西品井沼という小字に地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て新たに画して合理的に整理するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第48号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島防災センター】

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第48号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

松島防災センターの指定管理者の指定について、松島町松島区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは説明いたします。

お手数ですが、後ろに添付してありますA3判の平面図と位置図があります資料をお開き願

いたいと思います。

松島地区の陽徳院東側に、鉄骨2階建て、延べ床面積298平米の松島防災センターが、平成28年4月に完成いたしております。

本施設は、避難所そして松島地区の防災の拠点として資機材等を保管する資機材庫を有し、災害等が発生した場合は活動の拠点となる施設となっております。

続きまして、資料の管理業務計画書の別紙のほうをごらんになっていただきたいと思います。利用料金が記載されているページでございます。

利用料金につきましては、昨年度完成しました避難所等が新しい施設設備であることから、時間区分当たり1,000円といたしていることを参考に、利用料金を時間区分ごとに設定いたしました。9時から13時まで1,000円、13時から17時まで1,000円、17時から21時までも1,000円ということで、一律1,000円の設定金額となっております。地域や町の行事等に使用する場合は料金等は免除ということとなっております。また、部屋の料金のほか、冷暖房、ガス等を使用する場合には、時間区分当たり冷暖房は500円、ガス代は200円ということで納めていただくような内容となっております。

次ページの収支計画をごらんになっていただきたいと思います。

今回の指定管理期間は、来年3月31日までの9カ月間を指定管理期間としていることから、9カ月間での収支内容となっております。収入につきましては、施設利用料金収入額を月に延べ9団体程度の利用と、冷暖房費、ガス等の使用料を見込みまして12万9,000円といたしております。その他収入といたしましては、上下水道、電気料の基本料金を指定管理料として町より13万5,000円が補助され収入となります。支出につきましては、施設の管理責任者への手当といたしまして月5,000円を支出いたしまして、電気料、上下水道、ガス代などの施設管理費といたしまして21万4,000円の支出を見込んでおります。

今回の指定管理期間につきましては、通常3年の設定期間となりますが、既設の避難所及び集会施設等が29年3月31日までの期間となっておりますので、終了期間を合わせまして9カ月間としております。ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第49号 指定管理者の指定について（提案説明）【長田避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第49号指定管理者の指定について（提案説明）を議題と

します。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

長田避難所の指定管理者の指定について、松島町磯崎区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは説明いたします。

お手数ですが、後ろのA3判の資料をお開き願いたいと思います。

県道奥松島・松島公園線沿いの長田地区に、鉄骨2階建て、延べ床面積491平米の長田避難所が平成28年3月に完成いたしております。

本施設は、避難所としての利用が基本となりますが、平時におきましては地区の集会や会合などに広く利用していただき、住みよい地域づくりに寄与する施設となっております。

資料の管理業務計画書の別紙をごらんになっていただきたいと思います。

利用料金につきましては、先ほどの松島防災センター同様に、昨年度の避難所等が時間区分当たり1,000円としていることからそちらを参考にさせていただきます。9時から13時まで1,000円、13時から17時までも1,000円、17時から21時までも1,000円ということで、利用料金を設定しております。地域や町の行事等に使用する場合は、こちらも料金等は免除という内容となっております。また、冷暖房等の使用料につきましては、地区住民の利用による部分が多いということから料金は徴さず、個人的に利用する場合におきましても施設利用に含むものとして地区より申請がなされております。

次ページの収支計画でございます。

こちらも、翌年3月31日までの9カ月間を指定管理期間としていることから、9カ月間での収支内容となっております。収入につきましては、施設利用料金収入といたしまして月に延べ17団体程度の利用を見込んでおりまして15万5,000円。その他収入といたしましては、上下水道、電気料の基本料金を指定管理料として町より25万1,000円が補助なされ収入となっております。支出につきましては、施設の管理責任者への手当といたしまして一律2万円ということでの支出となっております。電気料、上下水道、ガス代などの施設管理費といたしまして37万6,000円の支出を見込んでおります。

今回の指定管理期間につきましても、前の松島防災センター同様に、通常3年の設定期間に対しまして、既設の避難施設、集会施設等が29年3月31日までとなっておりますので、そちらに終了期間を合わせまして9カ月間としているものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第50号 指定管理者の指定について（提案説明）【古浦避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第50号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

古浦避難所の指定管理者の指定について、松島町手樽区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは説明いたします。

お手数ですが、後方に添付されておりますA3判の資料ですね、同じくお開き願いたいと思います。

県道奥松島・松島公園線沿いの古浦地区におきまして、鉄骨平屋建て、延べ床面積146平米の古浦避難所が平成28年3月に完成いたしております。

こちらの避難所につきましては、災害時の避難所として、平時におきましては地区の集会や会合などに利用できる地域のコミュニティに大きく寄与することが期待される施設となっております。

続きまして、資料の管理業務計画書の別紙をごらんになっていただきたいと思います。

利用料金につきましては、前の防災センターや長田避難所と同様に、避難所等の利用料金を参考にいたしまして、時間区分当たり1,000円というような利用設定内容となっております。

こちら地域や町の行事等に使用する場合におきましては、各避難所同様に利用料金を免除ということになっております。また、部屋の利用料のほかに冷暖房及びガスを使用する場合におきましては、時間区分当たり冷暖房は500円、ガス代は200円ということで納めていただ

くような内容になっております。

次ページの収支計画でございます。

こちら、翌年3月31日までの9カ月間を指定管理期間といたしておりますので、9カ月間の収支内容となっております。収入につきましては、施設利用料金収入を月に延べ7団体程度の利用料金と冷暖房費、ガス代の利用料金を見込みまして10万3,000円といたしまして、その他収入につきましては、水道料、電気料の基本料金、浄化槽の保守点検などを含みまして、施設管理費として町より12万9,000円の補助がなされまして収入となっております。支出につきましては、施設の管理責任者への手当といたしまして月3,000円の支出を見込んでおります。電気料、上下水道、ガス代、浄化槽の保守点検等などの施設管理費といたしましては20万円を見込んでおります。

今回の指定管理期間につきましては、通常3年の設定期間となりますが、松島防災センター並びに長田避難所と同じように、既設の避難所及び集会施設が29年3月31日までとなっておりますので、終了期間を合わせまして9カ月間というような設定の内容になっております。

以上でございます。（「もっとゆっくりしゃべれ」の声あり）

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第51号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）

【浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定】

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第51号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号工事委託に関する変更協定の締結についての提案理由を申し上げます。

今回の変更協定につきましては、平成27年7月13日の臨時議会で議決をいただきました浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関するものであります。

なお、工事発注において2回の入札不調となり、そのため国と協議し、国においても実施している実勢価格との乖離が認められる工事について、見積の提出を求め積算に反映させる見積活用方式での入札、契約となり、土木工事費の事業費が増加し、変更協定するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第51号工事委託に関する変更協定の締結についてご説明させていただきたいと思っております。

今回の変更協定につきましては、去る平成27年7月13日に議決いただきました浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託でございまして、協定の金額を12億5,800万円から14億7,700万円と、2億1,900万円を増額するものでございます。

なぜ協定金額を変更しなければならないかということでございますが、7月13日の協定締結後、日本下水道事業団の浪打浜排水区雨水ポンプ場の土木工事の発注において、7月21日に入札公告したところではございますが応募者はございませんでした。再度、同年9月7日に入札公告をし1社の応募がございましたが、10月27日の入札におきまして入札不調となりました。そのような2回の入札状況を踏まえ、また、入札不調から、28年2月まで国土交通省防災課、東京の本省ですけれども、宮城県、日本下水道事業団にて、災害復旧工事の不調状況や今後の対策について協議し、入札不調に伴うポンプ場建設事業費の変更や、入札方法などについて国から指導を受けたところでございます。

国との協議等を踏まえ、日本下水道事業団といたしましても近年の他市町村からの委託工事においても、入札不調が多く、その対応として見積活用方式を実施してきており、今回の松島町浪打浜ポンプ場建設工事においてもこの方式による実施を決定し、平成28年2月10日に2回目の応札者1社を対象に見積活用方式による随意契約応募を通知し、3月8日の入札におきまして落札し、3月14日になりますが、町との協定締結後の約8カ月後ようやく土木工事の請負業者が決定したところでございます。

この見積活用方式でございますが、見積りを活用する積算方式であり、工事の入札不調対策として施行するものであり、発注者の積算価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種等がある場合について、入札公告の際に発注者が競争参加資格確認申請者に当該工事等に係る見積の提出を求め、妥当性が確認できた見積りを予定価格のもととなる積算価格に反映させる方式でございます。

見積活用方式は、発注者の積算価格と乖離する工種等の実勢価格を把握し、積算価格に反映させるために行うものであり、予定価格の決定方法について、実勢価格を考慮して適正に定めるとしている予算、決算及び会計令、国ですけれども、そちらの規定を逸脱するものでは

なく、さらに公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針において、発注者の責務として担い手の育成、確保のための適正な利潤が確保できるように見積りを活用するなどにより適正な予定価格の設定に努めること等が上げられております。

資料の説明になりますが、資料の2ページということで配付させていただいているところでございますが、今回の変更協定に係る内訳で、いわゆる土工、基礎工、躯体工、仮設工において見積活用方式を実施し、積算価格に反映しているところでございます。その土工、基礎工、躯体工、仮設工の細別の中でも、見積活用方式により単価の見直しをした項目につきましては、大変申しわけございませんが、本日配付させていただいている資料、A4縦の資料になります。

土工におきましては、残土処分ということでございまして、自由処分から有料処分地への運搬距離と処分費を積算に反映しております。

基礎工におきましては、碎石置きかえ工で、支保工等があることにより作業効率が悪くなります。その作業効率の減分を歩掛に反映しているところでございます。

躯体工におきましては、3項目ございますが、型枠工におきましては、作業員の確保が難しいことから、作業員の作業量の増を歩掛に反映しているところでございます。また、鉄筋工における鉄筋材料につきましては、実勢価格を積算に反映しているところでございます。型枠足場工及び支保工においても、作業員の確保が難しいことから、作業員の作業量の増を施工歩掛のほうに反映しているところでございます。

仮設工につきましては、切梁腹起設置撤去工でございまして、こちらも同じく作業員の確保が難しいことから、作業員の作業量の増を歩掛に反映しております。また、山留材の賃料につきまして、実勢価格を積算に反映しているところでございます。

なお、増額分につきましては、国庫負担金の対象となるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第53号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第53号平成28年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号平成28年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、臨時福祉給付金事業及びふるさと納税事業並びに4月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、熊本地震に伴い熊本県町村会に対し、宮城県町村会より見舞金を贈呈することとなり、各町村負担金として宮城県町村会負担金を補正するものであります。

11目電子計算費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に伴う総合運用テストの実施に要する経費を補正するものであります。

20目ふるさと納税費につきましては、ふるさと納税による寄附金の受け付け業務全般に係る経費を補正するもの並びに魅力あるまちづくりを推進するため基金を創設して積み立てるものであります。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費分について、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

9ページをお開き願います。

5目介護保険対策費につきましては、社会保障・税番号システム整備に伴う総合運用テストの実施に要する経費の町負担分及び4月の人事異動に伴う人件費分について、介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

7目臨時福祉給付金費につきましては、厚生労働省からの実施通知により、昨年度に引き続き所得が低い方々及び障害遺族基礎年金受給者の方々に対し給付金を給付するための経費を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

7款商工費1項3目観光費につきましては、平成30年6月にとり行われます瑞巖寺落慶法要に向け、瑞巖寺総門脇にある老朽化した公衆トイレを整備するための実施設計業務について補正するものであります。

13ページをお開き願います。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費分について、下水道事業特別会計繰出金を増額するものであります。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、消防団第二分団車庫建設に係る補助申請をしておりましたが、平成28年4月11日付通知により補助交付決定に至らなかったため、町債を財源とする財源更正をするものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明いたしました社会保障・税番号制度のシステム整備費に対するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました臨時福祉給付金の給付事業に対するものであります。

16款県支出金2項7目消防費県補助金につきましては、歳出でご説明いたしました消防団第二分団車庫建設事業に対するものであります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金につきましては、歳出でご説明しましたふるさと納税基金創設に対するものであります。

4ページをお開き願います。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、平成28年4月にご寄附いただいた1,000万円のほか、歳出でご説明しましたふるさと納税に関する今後の事業実施に伴う寄附見込み額について補正するものであります。

22款町債1項4目消防費につきましては、歳出でご説明いたしました消防団第二分団車庫建設事業に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） それでは、11目電子計算費の13節委託料について説明させていただきます。

主要事業説明資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

住民情報システム社会保障・税番号制度対応改修事業になりますが、今回の補正につきましては社会保障・税番号制度について、平成29年7月からの地方公共団体を含めた情報連携の開始に向けて、事業概要に記載の障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、

健康管理、国民年金等の各システムについて、本町を含めた特定個人情報の保有期間同士で情報の照会や提供など、業務運用が正しく遂行できるかどうかを確認するための情報連携テストを実施するための予算を計上させていただきました。

国庫補助金の額につきましては、国より5月に示されました内示額の上限額170万4,000円を計上しております。国庫補助の概要に記載のとおり、障害者福祉システムほか4システム分は補助率3分の2、国庫補助金補助額の上限が149万9,000円。国民年金システムについては、補助率10分の10、国庫補助額が20万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それでは、私のほうからふるさと納税事業について説明させていただきます。

主要事業説明資料のナンバー2をお開き願います。補正予算事項別明細書につきましては6ページになります。

ふるさと納税による寄附金につきましては、これまでも議会の質問等でご提言をいただいたところでありまして、町としても関係課が集まり検討を重ねてまいりました。その結果、新たな仕組みとして、10月からふるさと納税運営事業を開始してまいりたいと考えております。

次ページの資料をごらん願います。

現在のふるさと納税の寄附の仕方としましては、寄附者が銀行振り込み、郵便局払い込み、納付書、現金書留での納付方法となっております。今後につきましては、より寄附を受けやすくするため、クレジットカードやコンビニを通してのシステムの導入を図ってまいりたいと考えております。また、寄附金については、全額ふるさと納税基金へ積み立てを行うものであります。なお、制度拡大に向け、多くの課題が存在しますが、プロモーションから寄附の受け付けや決済、返礼品の管理、発送、申請書類の送付、寄附情報の管理等、一括代行業者等に委託することにより、寄附の増加を目指していくものであります。

予算書6ページに戻っていただきたいと思います。

12節の役務費につきましては、クレジットカード及びコンビニの決済代行会社に対する手数料でございます。

13節の委託料につきましては、委託会社への返礼品代金、配送料の立てかえ分及び業務委託料となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私のほうからは、臨時福祉給付金事業ということで、主要事業説明資料の3を見ていただきたいと思います。

この給付事業につきましては、昨年に引き続き行われる事業でございます、この説明資料の後ろのところに資料をつけてあります、こちらで説明させていただきます。一番後ろにくっつけてあります。

この給付金の対象になる方は、平成28年1月1日現在、松島町の住民基本台帳に記載されている者、28年度町民税が課税されていない者につきまして3,000円を給付すると。また、28年度町民税が課税されていないもので、障害基礎年金また遺族基礎年金の受給につきましては、この3,000円のほかに3万円が加算されるという内容になります。基本的に生活保護の世帯は対象外となります。

支給対象者見込みということで、大体、おおむね昨年度6,000円の給付金をやったんですが、大体それから換算いたしまして臨時福祉給付金は3,000人と見込んでおります。障害基礎年金受給者が232人、遺族基礎年金受給者は38人と見込んでおります。

給付時期につきましては、平成28年10月以降というところを見込んでおります。

この事務費につきましては、全て国庫というもので10分の10で経費が補助されると。

また、内容につきましては、システムの改修も必要になってくる事業になります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第54号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第24、議案第54号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国民年金保険制度改革に伴う国民健康保険の広域化に係るシステム改修経費及び4月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 国保会計のほうは、システム改修事業になります。ここの部分だけ説明させていただきます。

この事業の目的は、今回国保制度改革に伴い平成30年度から実施される県との共同保険者、広域化ということになります。それに伴ってのシステム改修となります。

その内容は、算定に必要なデータの抽出基礎ファイルを作成、そして財政運営の主体となるものを、県にデータとして提供するシステム改修。それが、テストが10月から行われるために今回この補正をするものであります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第55号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第25、議案第55号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に伴う経費及び4月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、主要事業説明資料に基づきご説明申し上げます。

介護保険システムの改修に関しましては、先ほど一般会計の補正のほうで企画調整課長よりご説明申し上げました社会保障・税番号制度に対応させるためのシステム改修でございます。

内容については、改修内容、総合運用テストに関しては同じものでございますが、介護保険

システムが別なシステム会社と契約しておりますので、別に今回の補正のほうを計上しております。

補助金の交付申請のほうは、企画調整課のほうで一括して行っていくということになっております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第56号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第26、議案第56号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第57号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第27、議案第57号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第57号平成28年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正し、水道事業費用の総額を5億8,013万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、次の58号は人事案件等も含まれますので、ここで10分間休憩に入りたいと思います。

再開は2時7分。

午後1時57分 休 憩

午後2時07分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第28 議案第58号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（片山正弘君） 日程第28、議案第58号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第58号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについての提案理由を申し上げます。

現委員の高松力男氏が、平成28年7月24日をもって任期満了となりますので、新たに笠原甲
子郎氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき同意を賜りたく提案
を申し上げます。

笠原甲子郎氏は、仙台市立仙台工業高等学校を卒業後、民間企業勤務を経て宮城県に奉職さ
れ、石巻県税事務所次長、仙台中央県税事務所納税部次長、仙台中央県税事務所扇町出張所
審査収納班次長などの要職を歴任し、平成22年3月に定年退職され、現在は仙台北県税事務
所で非常勤職員として税務嘱託員をされております。

清廉潔白な人柄であり、宮城県での豊富な行政経験は、固定資産評価審査委員会委員として、
その職責を担うにふさわしい方であります。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより議案第58号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、6番小幡公雄議員、7番高橋幸彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

6番小幡公雄議員、7番高橋幸彦議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） それでは報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第58号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。議場の閉鎖を解いてください。

日程第29 諮問第1号から日程第33 諮問第5号

お諮りいたします。日程第29、諮問第1号から日程第33、諮問第5号までは松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについての諮問であります。関連がございますので、一括して諮問の説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

日程第29、諮問第1号から日程第33、諮問第5号までを一括議題といたします。

諮問の朗読を省略し、諮問の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 今回、委員の人選につきましては、前回同様に条例の趣旨に沿い、公正中立の立場で客観的に入札及び契約事務手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者を充てることとし、宮城県等の委員構成を参考にいたしまして弁護士、大学教授、公認会計士、行政経験者の5名をして議会のご意見をいただくものであります。

諮問第1号の赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主催しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第2号の泉田成美氏は、現在東北大学大学院教授の職にあり、同時に宮城県公共工事等

入札契約適正化委員及び国土交通省東北地方整備局入札監視委員会委員に就任しております。

また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第3号の梶塚善弘氏は、松島町在住の元宮城県職員であります。

諮問第4号の武田三弘氏は、現在東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。

諮問第5号の豊田耕史氏は、仙台市において弁護士として法律事務所を主催しております。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。

以上の5名を松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づき議会の意見を求めるものであります。

○議長（片山正弘君） 諮問第1号から諮問第5号までの諮問の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

傍聴の皆さんに申し上げます。諮問に係る意見調整のため暫時休憩いたします。議員の皆さん、議員控室のほうに移動をお願いいたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

諮問に対する答申は、各諮問ごとに行います。

初めに、諮問第1号についてお諮りいたします。諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。このことに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

○議長（片山正弘君） 次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

諮問第2号につきまして、適任と答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって諮問第2号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第3号についてお諮りします。

諮問第3号につきましては、適任と答申したいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって諮問第3号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第4号についてお諮りいたします。

諮問第4号につきまして、適任と答申したいと思いますが、このことについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって諮問第4号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第5号についてお諮りします。

諮問第5号につきましては、適任と答申したいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって諮問第5号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

日程第34 松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（片山正弘君） 日程第34、松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

ここで、議事運営上、暫時休憩したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

傍聴人の皆さんに申し上げます。意見の調整のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室のほうに移動をお願いいたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時31分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

お諮りします。選挙管理委員会委員及び補充員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、初めに選挙管理委員を指名いたします。選挙管理委員には、角田富子さん、身崎恵一さん、佐藤稜威彦さん、上野和泰さん、以上の4名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました角田富子さん、身崎恵一さん、佐藤稜威彦さん、上野和泰さんを当選人と定めたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました角田富子さん、身崎恵一さん、佐藤稜威彦さん、上野和泰さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員を指名いたします。選挙管理委員補充員は大山憲一さん、秋保きみよさん、中村明美さん、菅原嘉代子さん、以上の4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました大山憲一さん、秋保きみよさん、中村明美さん、菅原嘉代子さんを当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大山憲一さん、秋保きみよさん、中村明美さん、菅原嘉代さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順位につきましては、指名した順序によりたいと思いますが、ご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順位は、指名の順序によることと決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、13日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時31分 散 会